

(訟ろ一〇二)

令和2年3月2日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成 田 晋 司

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律及び民事執行規則等の一部を改正する規則の施行に伴う民事執行手続等における事務処理上の留意点について(2) (事務連絡)

標記の法律及び規則の施行に伴う民事執行手続等における標準的な事務フロー等については、1月17日付け当職事務連絡「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律及び民事執行規則等の一部を改正する規則の施行に伴う民事執行手続等における事務処理上の留意点について(1)」によりお知らせしたところですが、これに追加すべき標準的な事務フロー、参考書式及び事務処理上の留意点について別紙1及び別紙2のとおり整理しましたので、執務の参考としてください。

別紙 1

第三者からの情報取得手続

第 1 勤務先に関する情報提供命令の主文の変更

勤務先に関する情報提供命令の 1 ページ目 () を、
別添 1 のとおり変更した (変更箇所は下線部分)。

第 2 情報提供命令の告知先

1 日本年金機構に対する告知先

登記上の主たる事務所

(令和 2 年 2 月現在, 〒168-8505, 東京都杉並区高井戸西 3-5-2
4)

2 株式会社ゆうちょ銀行に対する告知先

株式会社ゆうちょ銀行から、情報提供命令を発令した地方裁判所が所在する都道府県を担当する各貯金事務センター (別添 2 参照) 宛てに送付してもらいたい旨の依頼があった。株式会社ゆうちょ銀行の本店又は主たる事業所に情報提供命令が送付された場合でも、情報の検索 (全国検索可) 及び提供事務は上記各貯金事務センターにおいて行われるとのことであるから、申立人への迅速な情報提供の観点からは、同社に対する告知先を上記各貯金事務センターとする運用が考えられる。

別紙 2

不動産競売における暴力団員等の買受け防止制度

第 1 警察に対する調査嘱託（以下の内容については、警察庁と協議済みである。）

1 各都道府県警察本部との連絡窓口

各庁（支部を含む。）が、令和 2 年 3 月 4 日以降、調査嘱託に関して各都道府県警察本部と連絡を取り合う際の警察の窓口は別添 3 のとおりである。

最初に、本庁の窓口担当者において、各都道府県警察の窓口連絡をし、管内の各支部の窓口担当者名を伝えた上で、各支部の窓口担当者から各都道府県警察の窓口連絡（ファイル名及びパスワードの調整を含む。）をすることが考えられる。

各都道府県警察から、調査嘱託に関する運用の在り方について相談を受けた場合には、本庁と支部間で対応を協議の上、できる限り統一的な運用を行うことが望ましいと考えられる。例えば、各都道府県警察から回答書の公印省略について相談を受ける可能性があるところ、公印のない回答書が提出されても手続上の支障はないと考えられるが、そのような相談への対応は、本庁と支部とで統一的に行うことが望ましいと考えられる。

2 買受人一覧表のデータを格納する電磁的記録媒体

買受人一覧表のデータを格納し、嘱託書と共に警察に送付する電磁的記録媒体は、CD-R 又は DVD-R とする（その他の電磁的記録媒体では、警察が対応できないとのことである。）。

3 買受人一覧表作成に係る作業手順

開札期日等において買受人が定められた後、開札期日が同一の全事件の買受人一覧表のデータ（エクセルファイル）を作成した上で、これを電磁的記録媒体に格納するとともに、買受人一覧表のデータを事件ごとに改ページの設定をして事件ごとの買受人一覧表を印刷し、嘱託書に別紙として添付する。

この買受人一覧表作成に係る作業手順は別添 4 のとおりである。なお、民事

執行事件処理システム上の具体的な作業手順は、同システムに追って掲載される操作マニュアルを参照されたい。

4 警察から返送された電磁的記録媒体の取扱い

警察から電磁的記録媒体が返送されたときは、メディアシュレッダー等を用い、速やかに物理的に破壊して廃棄する。

第2 調査嘱託を要しない事業者

民事執行規則等の一部を改正する規則による改正後の民事執行規則（以下「改正規則」という。）51条の7第3項の最高裁判所が指定する許認可等は、宅地建物取引業法3条1項の免許及び債権管理回収業に関する特別措置法3条の許可と定められた（令和2年2月19日最高裁判所裁判官会議議決）。したがって、買受人又は自己の計算において買受人に買受けの申出をさせた者が、宅地建物取引業の免許を受けた事業者又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法2条3項）である場合には、警察への調査嘱託が不要となる。

なお、宅地建物取引業の免許を受けていることを証する文書（改正規則31条の2第2項各号参照）としては、宅地建物取引業の免許証（宅地建物取引業法6条）等が考えられる。また、債権回収会社であることは、その商号自体から推認することが可能であると考えられるから（債権管理回収業に関する特別措置法13条参照）、その資格証明書をもって、債権管理回収業の許可を受けていることを証する文書と扱うことができると考えられる。

第3 買受申出人の暴力団員等に該当しない旨の陳述書

買受申出人（個人）の法定代理人が提出する陳述書の書式例は別添5のとおりである。各庁で書式を作成する際の参考にされたい。

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法206条1項を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者に対して給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の存否
- 2 上記の支払をする者が存在するときは、
 - (1) その者の氏名又は名称
 - (2) その者の住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便，書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 債務者に送達済

令和●年●月●日 確定

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

ゆうちょ銀行を第三者とする情報提供命令の送付先貯金事務センター

2020年1月現在

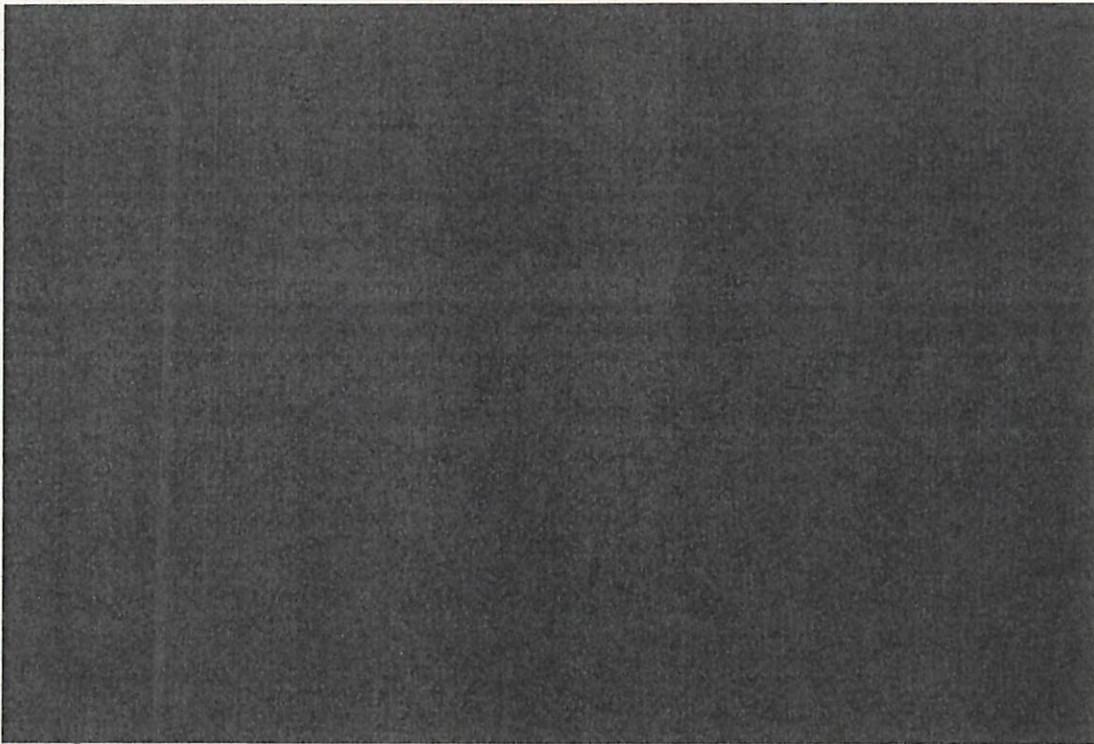
都道府県	担当貯金事務センター	
	センター名・住所	電話番号
東京都	株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 〒330-8794 さいたま市中央区新都心3番地1	048-600-3381
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県	株式会社ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター 〒224-8794 横浜市都筑区茅ヶ崎中央38番1号	045-945-8053
新潟県 長野県	株式会社ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター 〒380-8794 長野市緑町1657番地1	026-233-5315
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター 〒469-8794 名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-3815
富山県 石川県 福井県	株式会社ゆうちょ銀行 金沢貯金事務センター 〒920-8794 金沢市尾山町10番2号	076-231-4205
滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県 大阪府 兵庫県	株式会社ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター 〒539-8794 大阪市天王寺区城南寺町9番8号	06-6764-2551
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	株式会社ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター 〒730-8794 広島市東区光町1丁目15番15号	082-261-9476
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	株式会社ゆうちょ銀行 徳島貯金事務センター 〒770-8794 徳島市南前川町2丁目5番地	088-626-5910
沖縄県	株式会社ゆうちょ銀行沖縄エリア本部 貯金事務管理部 〒900-8794 那覇市東町26番29号	098-865-2278
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	株式会社ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター 〒812-8794 福岡市中央区大名2丁目5番1号	092-721-9808
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	株式会社ゆうちょ銀行 仙台貯金事務センター 〒980-8794 仙台市青葉区一番町1丁目3番3号	022-267-8241
北海道	株式会社ゆうちょ銀行 小樽貯金事務センター 〒047-8794 小樽市入船5丁目3番1号	0134-33-6180

各都道府県警察本部の窓口一覧

別添3

都道府県	担当所属	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部捜査第四課	011-251-0110
青森	青森県警察本部組織犯罪対策課	017-723-4211
岩手	岩手県警察本部組織犯罪対策課	019-653-0110
宮城	宮城県警察本部暴力団対策課	022-221-7171
秋田	秋田県警察本部組織犯罪対策課	018-863-1111
山形	山形県警察本部組織犯罪対策課	023-626-0110
福島	福島県警察本部組織犯罪対策課	024-522-2151
東京	警視庁組織犯罪対策第三課	03-3581-4321
茨城	茨城県警察本部組織犯罪対策課	029-301-0110
栃木	栃木県警察本部組織犯罪対策第一課	028-621-0110
群馬	群馬県警察本部組織犯罪対策課	027-243-0110
埼玉	埼玉県警察本部捜査第四課	048-832-0110
千葉	千葉県警察本部捜査第四課	043-201-0110
神奈川	神奈川県警察本部暴力団対策課	045-211-1212
新潟	新潟県警察本部組織犯罪対策第二課	025-285-0110
山梨	山梨県警察本部組織犯罪対策課	055-221-0110
長野	長野県警察本部組織犯罪対策課	026-233-0110
静岡	静岡県警察本部組織犯罪対策課	054-271-0110
富山	富山県警察本部組織犯罪対策課	076-441-2211
石川	石川県警察本部組織犯罪対策課	076-225-0110
福井	福井県警察本部組織犯罪対策課	0776-22-2880
岐阜	岐阜県警察本部組織犯罪対策課	058-271-2424
愛知	愛知県警察本部組織犯罪対策課	052-951-1611
三重	三重県警察本部組織犯罪対策課	059-222-0110
滋賀	滋賀県警察本部組織犯罪対策課	077-522-1231
京都	京都府警察本部組織犯罪対策第二課	075-451-9111
大阪	大阪府警察本部捜査第四課	06-6943-1234
兵庫	兵庫県警察本部暴力団対策課	078-341-7441
奈良	奈良県警察本部組織犯罪対策課	0742-23-0110
和歌山	和歌山県警察本部組織犯罪対策課	073-423-0110
鳥取	鳥取県警察本部組織犯罪対策課	0857-23-0110
島根	島根県警察本部組織犯罪対策課	0852-26-0110
岡山	岡山県警察本部組織犯罪対策第二課	086-234-0110
広島	広島県警察本部組織犯罪対策課	082-228-0110
山口	山口県警察本部組織犯罪対策課	083-933-0110
徳島	徳島県警察本部組織犯罪対策課	088-622-3101
香川	香川県警察本部組織犯罪対策課	087-833-0110
愛媛	愛媛県警察本部組織犯罪対策課	089-934-0110
高知	高知県警察本部組織犯罪対策課	088-826-0110
福岡	福岡県警察本部組織犯罪対策課	092-641-4141
佐賀	佐賀県警察本部組織犯罪対策課	0952-24-1111
長崎	長崎県警察本部組織犯罪対策課	095-820-0110
熊本	熊本県警察本部組織犯罪対策課	096-381-0110
大分	大分県警察本部組織犯罪対策課	097-536-2131
宮崎	宮崎県警察本部組織犯罪対策課	0985-31-0110
鹿児島	鹿児島県警察本部組織犯罪対策課	099-206-0110
沖縄	沖縄県警察本部組織犯罪対策課	098-862-0110

買受人一覧表作成に係るフローチャート



買受人一覧表の編集

- 以下の形式に合致するよう編集の上、下記①～⑤の必要事項を入力する。
 - ①氏名フリガナ（半角、姓と名との間は半角で1字空ける。）
 - ②氏名漢字（全角、姓と名との間は全角で1字空ける。）
 - ※外国人の場合、陳述書に記載されたアルファベット又は漢字の氏名を入力する。その他の言語で記載されている場合は、氏名フリガナのみで足りる。入力できない漢字が含まれている場合は、その漢字を●と入力する（ただし、囑託書には、手書きでその漢字を入力する。）。
 - ③生年月日（西暦不可、元号は半角（大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR）、数字は2桁半角）
 - ④性別（半角、男性はM、女性はF）
 - ⑤住所（市区町村まで全角、それ以下は形式を問わない。）
- ①～⑤の以外の所属する法人名欄や備考欄の情報は、調査囑託に必要な情報ではないため、削除してもよい。
- 出力した買受人一覧表には、[] されているが、調査囑託に当たって削除しない。
- 自己の計算において買受人に買受けの申出をさせた者がある場合には、①～⑤の情報（法人の場合は役員全員について）をエクセルファイルに直接入力する。
- 過去に [] 役員情報が最新の情報であるとは限らないため、必ず提出された陳述書の内容と照合する。
- 事件ごとに改ページの設定をする。

買受人一覧表の完成

- 事件ごとの買受人一覧表を印刷し、囑託書に別紙として添付する。

電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R）に格納

- ファイル名及びパスワードは、各担当者間で調整する。

※該当する□にチェックを入れてください。

別添5-1

陳述書 (買受申出人(個人) 法定代理人用) 地方裁判所 支部 執行官 殿					
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 () 第	号	物件番号	
陳述	本人は、暴力団員等ではありません。				
	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。				
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日					
買受申出人(個人)	本人	住所	〒 -		
		(フリガナ)			
		氏名			
		性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦			
法定代理人	氏名				(印)

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合で、買受申出人に法定代理人(未成年者の親権者など)がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(本人の住民票等)並びに代理権を証する文書を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が最高裁判所指定の許認可等を受けた事業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

別添5-2

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項		
□個人	住 所	〒 _____
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
□法人	法人の所在地	〒 _____
	名 称	
	役 員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)**提出がない場合、入札が無効となります。**
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)の添付が必要です。**添付がない場合、入札が無効となります。**
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」の添付が必要です。
- 4 (個人の場合)氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
(法人の場合)名称及び所在地は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 5 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が最高裁判所指定の許認可等を受けた事業者の場合は、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 6 **提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。**

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

別添5-3

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

1 □代表者	住 所	〒 —
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住 所	〒 —
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住 所	〒 —
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住 所	〒 —
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む。)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。